

地域公共交通網形成計画の 策定方針について

平成28年度第1回防府市地域公共交通活性化協議会
平成29年2月23日

協議会の設置目的

平成26年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地方公共団体は「地域公共交通網形成計画」を策定できるようになりました。計画策定にあたり、必要な協議を行うため、法で定められた関係者で構成される協議会を組織します。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第6条第2項

(協議会)

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

本市においては、既存の「防府市生活交通活性化推進協議会」及び「防府市地域公共交通会議」を統合し、必要な関係者を加え、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会とします。

防府市生活交通活性化推進協議会

第二次防府市生活交通活性化計画に基づき、様々な関係者がそれぞれの立場からできることを考え、一体となって生活交通の活性化を推進していくために設置

第二次防府市生活交通活性化計画

防府市地域公共交通会議

道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置

防府市地域公共交通活性化協議会

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うため、及び、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置

地域公共交通網形成計画

考え方を踏襲

地域公共交通の「マスタープラン」

地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載します。

～地域公共交通網形成計画の記載事項～

〔記載する事項〕(法 § 5②)

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能(法 § 5④)
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔記載に努める事項〕(法 § 5③)

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

計画の区域

防府市全域

計画の期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

防府市における公共交通の現状・問題点、課題を整理します。

○市の概況及び公共交通の現状整理



○上位・関連計画とまちづくりの方向性の整理



移動実態や公共交通に対する ニーズ等の把握

① アンケート調査

平成28年11月22日から12月5日にかけて、「都市計画マスタープラン」更新に係る市民アンケート調査を行いました。これより、市民の利用状況や問題・改善点、ニーズの分析を行います。

また、移動制約者等の移動実態や市内外に通う高校生の通学実態を把握するため、別途アンケート調査を行います。

移動実態や公共交通に対する ニーズ等の把握

②公共交通利用実態の整理・分析

交通事業者で実施した乗降調査結果を基に整理・分析を行います。

③ヒアリング調査

学校、医療機関、交通事業者、事業所等へ公共交通の利用に関するヒアリング調査を行います。

移動実態や公共交通に対する ニーズ等の把握

④市街地循環バス実証運行調査の実施

市中心部において、医療機関や商業施設などを回る循環バスの実証運行調査を実施し、鉄道やバス路線を補完する新たな公共交通の導入の可能性を探ります。

⑤高齢者等外出支援助成事業の実施

幅広く高齢者等の移動手段を確保する高齢者等外出支援助成事業（路線バス及びタクシーの運賃の一部を助成）を実施し、その利用状況を分析します。

防府市が目指すべき将来像とともに、公共交通が果たすべき役割を明確化し、公共交通の活性化及び再生に向けた基本的な方針(取組の方向性)を定めます。

参考(他市計画の基本的な方針)

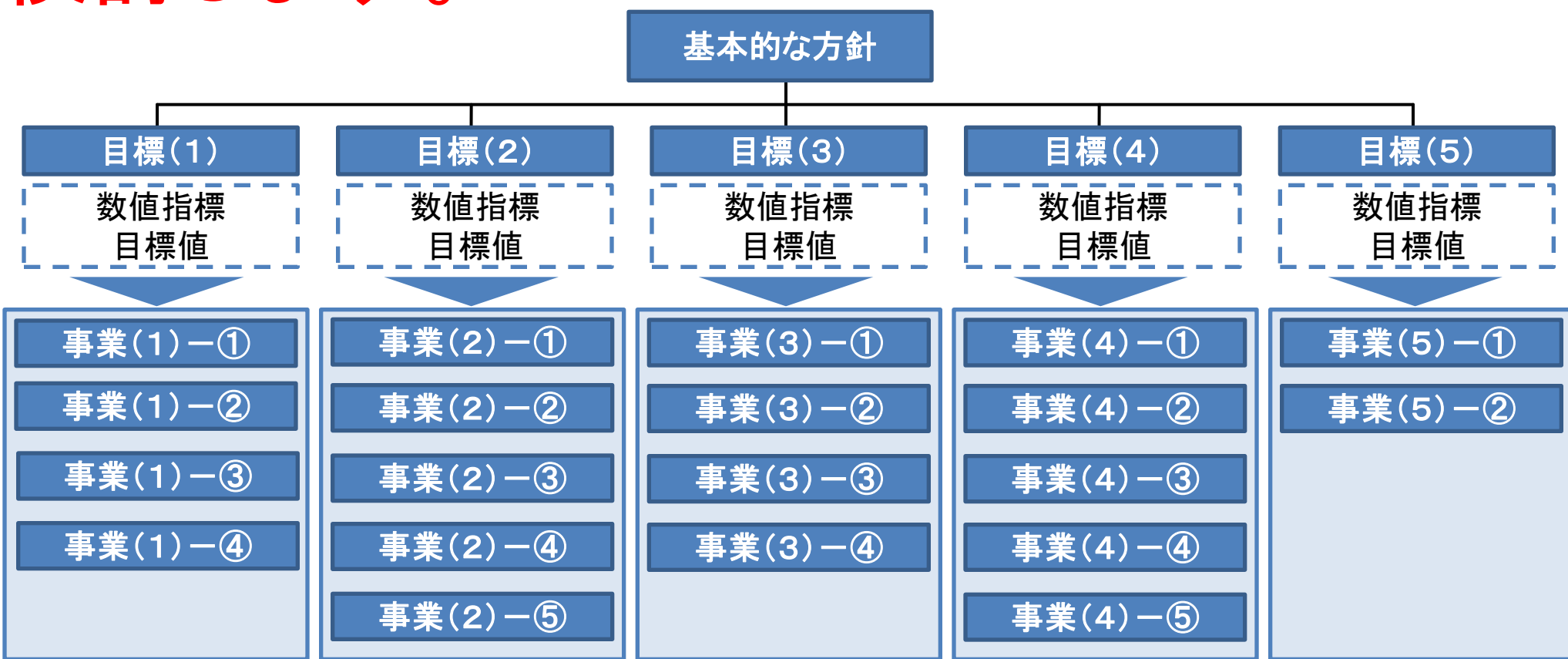
宇部市

- ①便利で「使える」地域公共交通網の形成
- ②関係者の連携による地域公共交通の維持

周南市

- ①効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築
- ②利用しやすいサービスと環境の整備
- ③関係者の役割分担と連携による公共交通を軸としたまちづくりの推進

基本的な方針に沿った目標設定を行い、その達成のために実施する施策・事業を検討します。



▲ 事業体系のイメージ

施策・事業検討例

- ・バス路線網の再編
- ・新たな交通モードの導入
- ・バスロケーションシステムの導入
- ・各種交通モードとの乗継強化
- ・観光振興に向けた二次交通の充実
- ・運転者の確保に向けた取組
- ・公共交通の利用促進に向けた取組

H29年度に

「(仮称)防府市地域公共交通網形成計画」
を策定予定。



H30年度に

「(仮称)防府市地域公共交通再編実施計画」
を策定予定。

※地域公共交通再編実施計画

「マスタープラン(地域公共交通網形成計画)」を実現するための実施計画です。地域公共交通網形成計画において、「地域公共交通再編事業」に関する事項を記載した場合に、同事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成することができます。

①市街地循環バス実証運行調査について

別添資料

- ・「市街地循環バス実証運行計画(案)について」

②高齢者等外出支援助成事業について

別添資料

- ・「高齢者等外出支援制度のお知らせ」